

6月23日～
29日は

男女共同参画週間

「男らしさ」「女らしさ」といったイメージにとらわれず、一人一人の個性と能力を発揮できる社会を目指す「男女共同参画」の取り組み。東郷町では男女共同参画審議会を中心に、啓発活動に努めています。

6月23日～29日は、内閣府が定める男女共同参画週間。これを機に家庭や職場、学校、地域で何ができるか考えてみませんか。同会の中林久子会長が、石橋直季町長に話を聞きました。

男女共同参画社会について、町長の考えをお聞かせください。

“一人一人が自分らしく生きられる社会”をつくっていく取り組みだと考えます。「多様性」や「ワークライフバランス」など様々な概念がありますが、大切なことは至ってシンプルです。

町職員や役場という組織に対し、男女共同参画について思いや考えがあれば教えてください。

町職員についても、一人一人が輝けるようにという考え方は同じです。それぞれに違う良さがたくさんあるので、多様な資質や経験を融合させ、役場組織として町民の皆さまの思いをかなえていければと思っています。



町職員や役場を見て、男女共同参画の視点で感じていることはありますか。

性別にかかわらず、個々の能力を発揮できる組織づくりが進んでいます。指標としては管理職の女性登用率が、令和7年度で40.0%となり、国家公務員や愛知県職員の倍以上となっています。

町長に就任して2年弱、「役場の雰囲気明るくなった」と言ってくることが増えました。この言葉はとてもうれしいです。職員の皆さんが本来持っている力を発揮し、認め合いながら働く環境ができてきたからだと思います。

ただ、ハード面の整備は足りていません。分かりやすい例が女性用トイレ。町の施設において、便利で安心して使える設備が限られているのが現状です。ここは積極的に是正しなければなりません。

女性が使いづらいものを直すことで、結果的に障がいのある人や子どもなど、あらゆる人が使いやすい形になっていくと思います。利用者の声を聞き、アイデアを集めることも大切です。

町民の皆さんへメッセージを。

男女共同参画社会と聞くと難しくそうですが、堅苦しく考えなくていいと思います。町長として「町民みんなでまちづくり」を合言葉に掲げているのですが、みんなで楽しく、明るく未来をつくっていくということです。

多様性についての知識を深めることは大切で、そのための啓発活動は必要です。さまざまな特性を知り、認め合い、支え合って社会生活を営んでいけば、笑顔の輪がもっと広がっていくと思います。皆さまとともに、お互いが理解し合えるあたたかいまちを未来へつないでいきたいです。

今年は東郷創立120周年。私たちが今、道を歩けば「こんにち」^なとあいさつを交わしたり、子どもたちが自由に遊べたりするあたたかな地域で暮らせるのは、先人の皆さまが丁寧に生活を送ってきてくれたからです。時にいざこざがあっても、互いに尊重し、絆をつないできた歴史があります。その積み重ねを感じられる1年にしたいと考えています。

また、他者を理解するきっかけとなる場に、足を運んでいただけたらうれしいです。町と町男女共同参画審議会が開催している映画会や、役場1階の情報コーナーなどを活用し、楽しみながら理解を深めていただければと思います。

人と人の関わりが、
それぞれの幸せや、
まちの安心・安全に
つながると信じています。



石橋直季 町長

インタビューを終えて

一人一人が幸せになることが大切、というお話でした。

私たちも「優しさ」と「楽しく」を大切に努めます。
(中林会長)

“自分らしさ”が、まちをつくる。

問 地域協働課 ☎0561-56-0727



多様性 (ダイバーシティ) とは

多様性とは、人種、性別、年齢、国籍、宗教、LGBTQ+ (性的指向など)、障がい、価値観、経験、スキルなど、個人のさまざまな違いを尊重し、それを組織や社会の力として生かす考え方です。多様な人が集まることで、いろいろな視点が入り、今まで見えなかった問題点や新しい解決策が見つかることがあります。

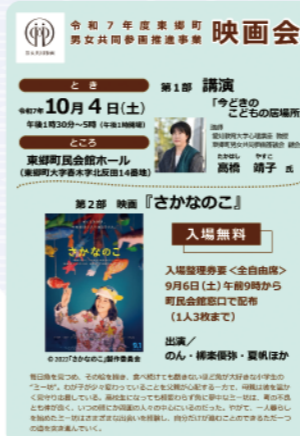
一人一人の違いを認め合い、その人らしさを大切にすることで、みんなが自分らしく楽しく暮らせるような温かい社会を目指しましょう。



町での取り組み

映画会

愛知県が定めている男女共同参画月間にあわせて、10月の第1土曜日に男女共同参画に関する映画会を開催しています。



※写真は令和7年度のチラシです。令和8年度は、10月3日(土)を予定しています。詳細は広報とうごう9月号でお知らせします。

文化産業まつり

東郷町が11月に開催する文化産業まつりで、「男女共同参画ブース」を出展しています。男女共同参画についての関心度調査、啓発品の配布を行っています。



情報コーナー

役場1階で男女共同参画に関する図書の貸出を行っています。定期的に図書を入れ替えています。



悩んだときの相談窓口 町の相談窓口は27ページに掲載

人権に関わる相談窓口 (法務局)

毎週月～金曜 8:30～17:15

- ①みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- ②LINE人権相談 検索ID: @linejinkensoudan



LINE相談

よりそいホットライン

暮らしの困りごと、性に関する悩みなど。

外国語も対応、電話は24時間対応
Yoriso-i Hotline provides free consultation service for foreign people living in Japan in 10 different languages.

☎0120-279-338



ホットラインチャット

お気軽にご相談ください

